

13 事業活動円滑化

2 アニメーションなどのコンテンツ分野の規制改革

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	コンテンツ制作を含めた役務の委託取引に対する下請代金支払遅延等防止法の適用 (公正取引委員会)	取引の適正化を図るため、コンテンツ制作を含む役務の委託に係る下請取引に下請代金支払遅延等防止法の対象を拡大し、新たに法の対象となる取引に対する執行体制の整備・拡充を図る。 (第156回国会に係る法案提出)		法案提出	法案成立後公布・施行	(公正取引委員会) 経済のサービス化の進展に伴い、サービス分野における下請取引の公正化を図る必要があるため、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)の対象として、物品の製造・修理委託に係る下請取引に加え、プログラムの作成など役務の委託に係る下請取引を追加する等と内容とする下請代金支払遅延防止法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出。(平成15年3月11日)	流通 工、 競争工 a、 IT ウ 24b
(3)	コンテンツ取引全般に関する契約見本の策定・周知 (総務省、経済産業省)	コンテンツ取引全般について、その複雑・多様性にも配慮しつつ、その透明化・適正化をより一層進めるため、映像に関わる取引に関する基準の策定や、関係事業者間の十分な協議を踏まえた取引交渉のたたき台となる契約書の雛型(「契約見本」)の策定など、具体的方策について検討し、その結果を公表する。	検討	一部措置済(7月、12月公表)	措置	(総務省) 平成14年9月より、放送事業者、番組制作事業者等からなる「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」を開催し、12月に、放送事業者による番組の制作に関わる役務委託取引に係る自主基準の作成・公表、契約見本の作成についての意見交換の実施等を内容とする「ブロードバンド時代における放送番組制作体制の公正性・透明性をより向上させるための具体的な取組」について合意を得た。本合意に基づき、平成15年3月、日本放送協会が「番組制作委託取引に関する自主基準」を、社団法人日本民間放送連盟が「番組制作委託取引に関する指針」を作成・公表している。 (経済産業省) アニメーション産業研究会を開催し、アニメーションにおけるモデル契約(放送局と元請間)を公表(平成14年7月5日)し、適切な契約を励行した。	流通 工、 IT ウ 24c

(別表)

(1) 行政手続の簡素化等

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
9	自動車登録事項等証明書の電子的確認 (国土交通省)	b 申請・届出等手続の電子化 (e) ワンストップサービスの推進) 自動車登録事項等証明書の電子的手段による交付及び照会を可能とした上で、保険加入等関連手続として車両登録確認が必要な場合、電子証明書を持つ保険会社が契約者名(車両所有者)、登録番号又は車台番号で照会を行い、車両確認することでの必要書類の取付に代えることを検討する。		検討	検討(17年運用開始に間に合うように結論)	(国土交通省) 措置内容記載の検討を行っているところ、引き続き検討の上、平成17年のワンストップサービス運用開始に間に合うように結論を得る。	I T 工 32 b (e)
14	生命保険募集人登録、変更等の届出の簡素化 (金融庁)	生命保険募集人登録および変更等の届出に関し、以下に簡素化することについて、所要の措置を講ずる。 募集人が所属する事務所の記載を、全て代理店の「本店」住所の記載とする。 代理店の使用人である募集人住所の記載を不要とした上で、本人特定の趣旨の維持から生年月日の記載に簡素化する。 生命保険募集人登録に際して、登録申請者(個人)の住民票の抄本又はこれに代わる書類の提出を不要とする。 (第156回国会に係る法案提出)		法案提出(について)、検討(及びについて)	法案成立後公布・施行(について)、早期に結論(及びについて)	(金融庁) 事務所の名称・住所の記載については、現在検討を続けており、引き続き検討の上、平成15年度に結論を得る。 「住所」から「生年月日」への変更を行うことを内容とする保険業法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出している。 なお、登録事項の変更により保険業法施行規則において定められている様式についても変更を要することから、法改正後、早期に対応する。 登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書類の提出については、現在検討を続けており、引き続き検討の上、平成15年度に結論を得る。	金融 工 30
15	損害保険代理店等の役員・使用人の届出等の簡素化 (金融庁)	損害保険代理店等の役員・使用人についての届出および変更等の届出における住所記載を不要とした上で、本人特定の趣旨の維持から生年月日の記載に簡素化することについて、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)		法案提出	法案成立後公布・施行	(金融庁) 損害保険代理店等の役員・使用人の届出等の記載事項を「住所」から「生年月日」に変更することを内容とする保険業法の一部を改正する法律案を第156回通常国会に提出している。 なお、登録事項の変更により保険業法施行規則において定められている様式についても変更が必要であることから、法改正後、早期に対応する方針である。	金融 工 31

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
16	証券外務員登録の簡素化 (金融庁)	証券外務員登録における a 外務員の所属する営業所名、 b 外務員の住所、の記載を不要とするともに、誓約書等の添付を省略することについて、平成13年度末までに結論を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。	結論	措置済(2月施行)		(金融庁) 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成14年法律第152号)」において営業所名記載の廃止を行った(平成14年12月13日公布、平成15年2月3日施行)。 添付書類の省略については、検討の結果、誓約書及び履歴書は外務員登録の欠格事項のうち申請者自ら証明する手段がないものについて、やむを得ず証明に代えて求めているものであり、申請者がそれらの欠格事項に該当しないことを担保するために必要であること、住民票の抄本又はこれに代わる書面は氏名及び生年月日を確認するために必要であることから、これらは省略できないとの結論に達したため、措置は行わない。	金融ウ
17	法定準備金の減少に係る規制の緩和(金融庁)	銀行については、法定準備金の減少に際しての債権者保護手続について、合併(銀行法第33条)や会社分割(同第33条の2)の場合と同様に、預金者等への個別の催告を不要とすることについて検討し、結論を得る。		検討開始	検討・結論	(金融庁) 商法の規定に基づく準備金減少の際の預金者等への個別催告については、法制審議会会社法(株券の不発行等関係)部会において、電子公告制度の導入に伴い、株式会社の各種債権者保護手続における個別催告の省略・合理化を図ることについての検討が行われており、その状況を踏まえ検討中。	金融ア
18	信託銀行が行う公告における電磁的方法(インターネット)の利用 (金融庁、法務省)	信託銀行が行う次の(a)~(c)の公告について、電磁的方法(インターネット)の利用を可能にするための検討を行い、結論を得る。 (a)定型的信託契約に係る約款変更時の公告 (b)貸付信託に係る信託契約の締結時・信託約款の変更時の公告		検討開始	検討・結論	(金融庁) インターネットの普及状況を踏まえ、公告を電磁的方法(インターネット)で行うことについて、委託者・受益者に異議申し立ての機会を与えるとの目的、信託銀行の事務の効率性等の観点に留意しつつ、電磁的方法の利用を認めることの可能性について、法制審議会会社法(株券の不発行等関係)部会における電子公告制度の導入の検討状況を踏まえ検討中。	金融ア23、ITウc

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
		(c)公益信託について、毎年1回一定の時期に信託事務及び財産の状況を公告(方法については法定されていない)		措置済		(法務省) 左記(c)の公告については、法令上特段の定めはなく、公益信託の公告として、関係者の周知に必要と思われる相当な方法であればよいので、特段の措置は必要ない。左記(a)及び(b)の公告については、金融庁の所管法令に関するものであるが、必要に応じて、金融庁における検討に協力する。	金融 ア23、 ITウ c
24	協同組織金融機関(信用金庫等)に係る規制緩和(金融庁)	d 信用金庫の業務方法書の廃止 信金法に基づく業務方法書を廃止することについて検討し、結論を得る。	検討(13年度以降)	検討	検討・結論	(金融庁) 業務方法書は、協同組織金融機関が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段としては必要なものであるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ今後における業務方法書の在り方について検討しているところ。	金融 イd
28	実験局の免許要件の緩和(総務省)	新しい無線方式の実証実験等のための実験局免許については、他の無線局への混信を及ぼすおそれがないこと及び将来の電波の有効利用を阻害しないことを前提として、実験目的を審査せず、また、技術基準への適合性の確認手続の簡素化を図ることとし、技術の将来性や波及効果などを勘案して、免許を付与する。		検討	措置	(総務省) 電波有効利用技術の開発促進に向けた環境整備を図るため、実験局の開設を促進することは重要な課題であることから、平成14年1月から開催している「電波有効利用政策研究会」において、実験局の開設の促進策について制度的・技術的な観点から検討を進め、同年12月に報告書を取りまとめた。 今後は、既存無線局への混信が発生しないこと等を前提として、免許期間を1年程度の短期間の実験局について実験目的を審査しない等大幅な規制緩和を進めることが適当である旨の同報告書の提言を受けて検討を進め、平成15年度中に所要の措置を講じる予定である。	IT ア
29	高周波利用設備の設置許可申請に係る添付書類の簡素化(総務省)	b 高周波利用設備設置許可申請において提出が義務付けられている線路系統図及び装置の系統図について、代替情報の確保による省略化を図る。		措置済(3月施行)		(総務省) 無線局免許手続規則を改正し、線路系統図については記載内容を簡略化し、装置の系統図については、提出を要しないこととした。(平成15年3月24日施行)	IT カb

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
30	有線電気通信法における設置届様式の記載事項の簡素化 (総務省)	c 電気事業者が自家用電気工作物を所有する顧客等との間に、連絡用電話回線を構成するために敷設する設備について、有線電気通信設備設置届の事項書における記載事項を簡略化する。		措置済 (3月施行)		(総務省) 有線電気通信法施行規則を改正し、電気事業者が自家用電気工作物を所有する顧客等との間に、連絡用電話回線を構成するために敷設する設備について、有線電気通信設備設置届の事項書における記載事項のうち、技術基準適合性の審査に関する事項については、記載を要しないこととした。(平成15年3月24日施行)	I T カ c
33	地方税の申告、納付等の手続きの電子化 (総務省)	f 地方公共団体における行政情報化の推進 (f) 法人住民税・法人事業税等の地方税の申告、納付等の手続きを電子化する。	検討	申告について措置済 (12月提示)	納付について検討・結論	(総務省) 法人住民税・法人事業税等の地方税の申告手続きの電子化については、平成13年度からモデルシステムの開発を行ってきたところであり、その成果を踏まえ、昨年末にモデルシステム仕様書を提示した。今後は各地方団体において順次導入を図ることとする。 また、納付等の手続きの電子化については、公金収納のためのネットワークの整備状況を踏まえつつ、実現方策について平成15年度以降検討していく。	I T 工 32 f (f)
35	工場立地法に係る規制緩和 (農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	g 工場立地法に係る届出に関しては、その内容審査が終了するまで工事等の着工を制限しているが、当該実施制限の期間短縮について、都道府県及び政令指定都市に対して、より一層事業者の実情に応じた弾力的な運用を図るよう周知する。		措置済 (3月発出)		(経済産業省) 実施制限期間の短縮について弾力的運用が図られるよう都道府県及び政令指定都市に周知するため、各地方経済産業局(沖縄経済産業部を含む。)に対し、管内都道府県等へ周知するよう平成15年3月に事務連絡を発出。各地方経済産業局(沖縄経済産業部を含む。)より管内都道府県及び政令指定都市に対し同3月に事務連絡を発出、周知した。	環 境 キ g
43	米穀小売業の登録更新手続きの簡素化及び登録有効期間の延長 (農林水産省)	米穀小売業の登録更新手続きにおける更新申請書の添付書類については、登録要件の充足を確認するために必要な必要最低限のものとするように簡素化を行うとともに、登録の有効期間(3年)を延長する。 (第156回国会に係る法案提出)	検討開始	検討・結論 (法案提出)	法案成立後公布・施行	(農林水産省) 業者登録制度については、平成14年12月3日に決定した「米政策改革大綱」を受け、有効期間の定めのない届出制を導入すること等を盛り込んだ食糧法改正法案を第156回国会へ提出した。 なお、これにより、更新登録の手続きは不要となる。	流 通 才

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
49	建設業許可に係る変更申請書類の簡素化 (国土交通省)	建設業許可に係る申請・届出書類等について、許可申請等のオンライン化に合わせて見直し、簡素合理化を図る。		検討・結論	措置	(国土交通省) 一般建設業に係る申請、届出書類等の見直し、簡素合理化については、申請届出手続のオンライン化とともに検討を行ったところ。併せて行っている経由事務の取り扱い方法及びオンライン化に伴う申請様式改正等の検討結果を踏まえ、平成15年度中に必要な措置を講ずる。	住宅 ウ、 I T E 52 b
50	特定建設業許可に係る変更申請書類の簡素化 (国土交通省)	建設業許可に係る申請・届出書類等について、許可申請等のオンライン化に合わせて見直し、簡素合理化を図る。		検討・結論	措置	(国土交通省) 特定建設業に係る申請、届出書類等の見直し、簡素合理化については、申請届出手続のオンライン化とともに検討を行ったところ。併せて行っている経由事務の取り扱い方法及びオンライン化に伴う申請様式改正等の検討結果を踏まえ、平成15年度中に必要な措置を講ずる。	住宅 ウ、 I T E 52 b

(2) 法令等解釈の明確化

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
1	子会社における「業務に附帯する業務」の要件の明確化 (金融庁)	銀行子会社における「業務に附帯する業務」の要件の明確化を図ることについて検討し、結論を得る。		検討・結論		(金融庁) 銀行法上の他業禁止の趣旨及びグループ全体でのリスク管理という観点から、銀行法施行規則のレベルにおいて銀行の子会社業務を限定して列挙しているものであるため、これに附帯するものとして、事務ガイドラインで新たな業務を定義することは不相当であることから、要件の明確化は困難との結論に至ったもの。 なお、子会社で営むことにならざる業務が新たに生じた場合には、施行規則の改正により対応すべきである。 また、その事業を行うことが銀行法に抵触することになるかどうかについては、法令事前確認手続(ノー・アクション・レター)の活用により、個々に確認していくことが可能となっている。	金融 ア33
2	効率的なSCM構築に向けた下請法の運用明確化 (公正取引委員会、経済産業省)	効率的なサプライチェーン・マネジメント(SCM)構築に向けて、下請法の運用明確化を図る。		検討・結論		(公正取引委員会、経済産業省) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)の適用を受ける取引においてSCMを採用した受発注を行う場合の下請法上の取扱いについては、SCMの取引実態を踏まえつつ、下請事業者の意見に十分配慮して、検討を行い、事業者等の活動に係る事前相談制度(ノーアクションレター)に基づき寄せられた相談に回答し、その旨を公正取引委員会のホームページに掲載することによって下請法の運用明確化を図った。(平成15年3月31日)	競争 工、 流通 オ
4	医薬品卸売一般販売の許可が不要となる店舗についての周知 (厚生労働省)	単に事務処理のみを行う場所については医薬品販売業の許可を必要とする店舗でない旨を周知する。		措置済		(厚生労働省) 単に事務処理のみを行う場所については医薬品販売業の許可を必要とする店舗でない旨、全国薬務関係主管課長会議(平成15年2月25日開催)の場で周知した。	医療 イ、 流通 ウ
5	電気主任技術者の認定に係る実務経験年数基準の明確化 (経済産業省)	電気主任技術者の認定による免状交付に係る実務経験年数基準を明確化する。		検討・結論		(経済産業省) 電気主任技術者の認定による免状交付に係る実務経験年数基準を明確化するために、申請書記載要領等を改正することとし、平成15年度中に措置を講ずることとした。	エネ イ、 資格(2) d

(3) 基準認証等、危険物・保安、資格制度の見直し

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
2	通信端末機器・特定無線設備の基準認証に関する自己適合宣言制度の早期導入 (総務省)	通信端末機器・特定無線設備の基準認証に関して、製造者等の自己責任を重視する考え方を踏まえた自己適合宣言制度を早期に導入する。 (第156回国会に關係法案提出)		法案提出	法案成立後公布・施行	(総務省) 通信端末機器・特定無線設備の基準認証制度に関して、平成14年5月より、「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」を総務省において開催し、12月16日、対象機器の特性を踏まえて罰則強化などの事後措置の強化を前提とした自己適合宣言制度を導入すべき旨の報告書を取りまとめた。 さらに、本報告書を踏まえ、第156回国会に關係法案を提出した。	IT ア、 基準1 (1)
4	化審法における届出及び審査過程の一本化 (厚生労働省、経済産業省、環境省)	化審法における届出窓口の一元化、手続の統一化を行うとともに、新規化学物質に関する審査過程を簡素でより公正・透明なものとするべく、共管3省の審議会の合同開催等を行う。		検討・結論	措置	(厚生労働省、経済産業省、環境省) 新規化学物質に関する審査過程を簡素でより公正・透明なものとするべく、平成15年4月から共管3省の審議会を合同で開催することとし、審査過程を一本化することとしている。 なお、手続の統一化、届出窓口の一元化についても平成15年度中に措置を講ずる。	基準 2
5	新規化学物質の用途に着目した化審法における届出の見直し (厚生労働省、経済産業省、環境省)	中間物や輸出専用品などの暴露可能性が低い新規化学物質に関して、事前の確認と事後の監視を行うことを前提として、化審法に基づく届出の対象外とするよう制度の見直しを行う。 (第156回国会に法案提出)		検討・結論、法案提出	法案成立後公布	(厚生労働省、経済産業省、環境省) 平成14年秋より、産業構造審議会、厚生科学審議会、中央環境審議会において合同会合を開催し、「今後の化学物質の審査及び規制の在り方について」として報告がまとめられた。その中で、暴露可能性が低い中間物や輸出専用品等の新規化学物質については、事前の確認と事後の監視を行うことを前提に、化審法に基づく新規化学物質の製造等の届出の対象外とする方向で、制度の見直しを行うという結論を得た。 これを踏まえた化学物質審査規正法改正法案を第156回国会に提出した。(平成15年3月7日)	基準 2

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
6	新規化学物質の製造・輸入に係る届出における試験データ要求基準の見直し (厚生労働省、経済産業省、環境省)	製造・輸入数量の少ない新規化学物質について、化審法に基づく届出の対象とした上で、段階的な審査を可能とするよう制度の見直しを行う。 (第156回国会に法案提出)		検討・結論、法案提出	法案成立後公布	(厚生労働省、経済産業省、環境省) 平成14年秋より、産業構造審議会、厚生科学審議会、中央環境審議会において合同会合を開催し、「今後の化学物質の審査及び規制の在り方について」として報告がまとめられた。その中で、製造・輸入数量の少ない新規化学物質については、化審法に基づく新規化学物質の製造等の届出があった場合に段階的に審査を行う方向で、制度の見直しを行うという結論を得た。 これを踏まえた化学物質審査規正法改正法案を第156回国会に提出した。(平成15年3月7日)	基準 2
7	食品表示制度の改善 (厚生労働省、農林水産省)	食品衛生法及びJAS法に基づく表示項目の整合性の確保等分かりやすい食品表示の実現のため、両法に関する審議会・調査会の共同会議の開催、食品表示に関する相談等を一元的に受け付ける相談窓口の設置を行う。		措置済(共同会議は12月より設置・開催、一元的相談窓口は12月設置)		(厚生労働省、農林水産省) 共同会議については、平成14年12月11日に設置及び第1回会議の開催を行い、一元的相談窓口については、平成14年12月16日から受付を開始している。	基準 2 36
9	機器と一体的に使用される電源コードセットの電気用品安全法上の取扱いの弾力化 (経済産業省)	電気機械器具に同梱して輸入する電源コードセットで、著しい汎用性のないものについては、当該機械器具と一体として取り扱っているが、国内で製造されるものについても、同等の扱いとする方向で見直す。		検討・結論	措置	(経済産業省) 国内で製造する電気機械器具に同梱する電源コードセットで、著しい汎用性のないものについては、当該機械器具と一体として取り扱うこととし、平成15年度中に措置を講ずることとした。	基準 2
11	電気工作物の設置工事に係る一部使用確認の省略 (経済産業省)	電気工作物の設置工事において、一部の設備が完成し、その設備を使用する必要がある場合は、その都度使用前自主検査によりその技術基準適合性等を確認し、全設備完成後に最終的な使用前自主検査が完了した時点で国等による安全管理審査を行うこととする。		措置		(経済産業省) 電気事業法施行規則の改正及び平成12年通商産業省告示第933号の廃止(平成15年3月28日)を行い、所要の措置を講じた。	基準 1(1)

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
12	車両等の型式認定に関する多国間協定(UN-ECE規則)の採択加速 (国土交通省)	車両等の型式認定の相互承認を進めるべく、当面平成15年度末までに30規則程度を採択することを目標に、UN-ECE規則を逐次採択する。		逐次実施		(国土交通省) 「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成14年国土交通省令第84号、平成14年9月1日施行)」により、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)装置型式指定規則(平成10年運輸省令第66号)を改正し、新たに、車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互承認対象装置に突入防止装置等の6品目(4規則)を追加した。	基準 1(4)
13	ナンバープレートの寸法と取付方法の国際標準化の推進 (国土交通省)	ナンバープレート寸法及び取付方法の国際標準化を進めるべく、EUと共同でECMP(欧州経済委員会ワーキング29)の場に提案し検討を行う場を設定する。		検討開始	検討	(国土交通省) 平成15年1月22日に日EU自動車基準・認証専門家会合において、ナンバープレートの寸法及び取付方法を協議したところである。	基準 1(4)
14	消防法上の非常用電源における対象設備の見直し (総務省)	b 新型蓄電池(レドックスフロー電池及びナトリウム・硫黄電池)を消防法上の消防用設備等の非常用電源として取り扱うことについて検討し、結論を得る。		検討	検討・結論	(総務省) 新型蓄電池(レドックスフロー電池及びナトリウム・硫黄電池)の消防用設備等の非常電源への活用の可能性について、安全性を損なわないことを前提として、その可否も含め検討中。	危険 カ b
19	給油所毎のガソリン地下貯蔵量の上限の緩和 (国土交通省)	第二種中高層住宅専用地域から準工業地域までの用途地域内において、地下貯蔵槽により第一石油類を貯蔵する建築物の貯蔵容量制限を撤廃する。		措置済(1月施行)		(国土交通省) 第二種中高層住居専用地域から準工業地域までの用途地域内の地下貯蔵槽により第一石油類等を貯蔵する建築物であって、その容量の合計が5万リットルを超えるものの建築を可能とする建築基準法施行令等の一部を改正する政令が平成14年12月に公布され、平成15年1月に施行されたところである。	危険 キ

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
20	ケアマネジメント機能の強化 (厚生労働省)	a ケアマネジメント機能の強化等専門性の向上については、ケアマネジャーの現任研修やケアマネジメントリーダー研修等の施策を講じているが、更なる強化のための措置を講ずる。		逐次実施		(厚生労働省) 平成14年度「介護支援専門員現任研修事業」においては、カリキュラムを「基礎研修」及び「専門研修」に区分するなど、習熟度に応じた研修体系に改めたところであり、ケアマネジャーの資質向上に努めているところである。 また、平成14年度「ケアマネジメントリーダー活動支援事業」においては、地域におけるケアマネジメントリーダーを養成するとともに、当該ケアマネジメントリーダーを中心としたケアマネジャーに対する支援会議の開催や相談窓口の設置などケアマネジャーの支援体制を強化したところである。	福祉 ア22a
		b ケアマネジメントについて介護報酬の水準見直しを行う。		検討・結論	措置(4月予定)	(厚生労働省) 居宅介護支援(ケアマネジメント)については、加算項目の新設を行うとともに、報酬単価の引き上げを行う旨の諮問・答申が行われたところである。これに伴い、平成15年4月より新たな単位が適用されることとなる。	福祉 ア22b